

知多北部広域連合公告第 4 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、書類は、知多北部広域連合事業課において保管し、いつでも交付する。

令和 8 年 9 月 1 0 日

知多北部広域連合長 花 田 勝 重

送達を受けるべき者		送達を受けるべき書類
氏 名	最 終 住 所 地	
Y A M A S H I T A E D S O N R I O I T I	知多市八幡字平井 6 1 番地（レオパレスパギー 2 0 1）	令和 8 年度介護保険料額変更通知書
千葉 良春	東海市加木屋町柿畑 3 3 番地の 1 レオパルド（1 0 3 号）	令和 8 年度（令和 7 年度分）介護保険料督促状第 4 期
Z H A N G Z H I W E N	大府市北山町一丁目 2 3 7 番地の 1	令和 8 年度介護保険料督促状第 1 期
C H E N F E N G X I A	大府市北山町一丁目 2 3 7 番地の 1	令和 8 年度介護保険料督促状第 1 期

備考 送達を受けるべき書類は、介護保険法第 1 4 3 条において準用する地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公告の日から起算して 7 日を経過したときに、送達を受けるべき者に送達したものとみなされる。